

船内教育実施証明書

令和 年 月 日

以下の者について、「船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準」（平成23年国土交通省告示第818号）に定める教育を実施したことを証明します。

- 1 教育を受けた者 (雇入職名)
- 2 教育を実施した船舶
- 3 教育を実施した期間 年 月 日 ~ 年 月 日

告示第一号に規定する事項に関する教育の監督を行った者

船長 \_\_\_\_\_

告示第二号に規定する事項に関する教育の監督を行った者

船舶料理士資格受有者 \_\_\_\_\_ (適任証書第 号)

(注) 告示第一号及び第二号に規定する事項に関する教育の監督を行った者の欄には、教育を実施した期間中に教育の監督を行った者全員分の記載をすること。